

(保 127)

平成 23 年 8 月 23 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

### D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

D P C 対象病院におきましては、平成 22 年度診療報酬改定において調整係数の一部置き換えが行われ、機能評価係数Ⅱとして新たに 6 項目（①データ提出係数、②効率性係数、③複雑性係数、④カバー率係数、⑤地域医療係数、⑥救急医療係数）の係数が導入されたところでもあります。

このうち、「①データ提出係数」につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成 22 年厚生労働省告示第 98 号）第 4 号イにおいて、「調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出が遅滞させた場合にあつては、当該数に百分の五十を乗じて得た数」とすることとされており、翌々月に当該評価を 50%・1 ヶ月の間減じることとなります。

今般、平成 23 年 7 月 22 日に提出すべき、平成 23 年 4 月分から 6 月分の D P C データの提出が遅滞した 10 病院について、添付資料のとおり、平成 23 年 9 月のデータ提出係数を減じる旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

#### <添付資料>

1. D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて  
(平 23.8.15 保医発 0815 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

平成23年8月15日

地方厚生（支）局医療課長  
 都道府県民生主管部（局）  
 国民健康保険主管課（部）長  
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
 後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



## DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年7月22日に提出すべき、平成23年4月から6月分のDPCデータの提出が遅滞したことから、平成23年9月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

## 記

病 院 名	データ提出係数	適用期間
青森市民病院 (青森県青森市勝田1丁目14番20号)	0.0020	平成23年9月1日から 平成23年9月30日まで
財団法人東京都保健医療公社 豊島病院 (東京都板橋区栄町33-1)	0.0020	
財団法人日産厚生会 玉川病院 (東京都世田谷区瀬田4-8-1)	0.0020	
日本赤十字社 成田赤十字病院 (千葉県成田市飯田町90-1)	0.0020	
川崎社会保険病院 (神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1)	0.0020	
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原病院 (長野県諏訪郡富士見町落合11100番地)	0.0020	

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
公立学校共済組合 北陸中央病院 (富山県小矢部市野寺123)	0.0020	平成23年9月1日から 平成23年9月30日まで
市立輪島病院 (石川県輪島市山岸町は1-1)	0.0020	
三菱神戸病院 (兵庫県神戸市兵庫区和田宮通6丁目1番34号)	0.0020	
医療法人五月会 須崎くろしお病院 (高知県須崎市緑町4番30号)	0.0020	